

令和 7 年度 2 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 7 年 4 月 1 8 日

担当部・課：建設部建築指導課〔内線 5 6 7 7〕

① 件 名									
石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業の補助金交付限度額等の見直しについて									
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）									
【背景】 本市では、大規模な地震による木造住宅の被害を減少させるため、平成 1 7 年 4 月に「石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱」を制定し、市内の木造住宅所有者が耐震改修工事を実施する場合の費用の補助を行っている。 住宅・建築物の耐震化の促進と、近年の物価及び人件費高騰の状況をふまえ、耐震改修工事に係る補助金交付限度額等を見直すため、国及び県は交付金や補助金の交付要綱を改正した。 【目的】 国の交付金及び県の補助金交付要綱の改正に合わせ、本市においても補助金交付要綱を改正し、耐震改修工事に係る補助金交付限度額等を見直したものの。									
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性									
【根拠法令】 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 1 2 3 号） 石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱（平成 1 7 年 4 月 1 日告示第 2 2 8 号） 社会資本整備総合交付金交付要綱（平成 2 2 年国官会第 2 3 1 7 号） みやぎ木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱（平成 2 4 年 4 月 1 日施行） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】 第 2 章 都市と自然が調和し快適とやすらぎが生まれるまち 第 3 節 木造住宅耐震改修工事助成事業									
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）									
令和 6 年 1 2 月 社会資本整備総合交付金交付要綱の一部改正 令和 7 年 1 月 県より補助金交付要綱改正案の提示 3 月 ・みやぎ木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行） ・石巻市木造住宅耐震改修工事助成事業補助金交付要綱の一部改正（令和 7 年 4 月 1 日施行）									
⑤ 主な内容									
【耐震改修工事に係る補助金の交付限度額及び加算額補助率の変更】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>改正点</th> <th>改正後</th> <th>改正前</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>補助金の交付限度額</td> <td>補助対象事業に係る費用の 5 分の 4 以内。 ただし、補助対象事業に係る費用が 1,437,500 円を超える場合は 1,150,000 円。</td> <td>補助対象事業に係る費用の 5 分の 4 以内。 ただし、補助対象事業に係る費用が 1,250,000 円を超える場合は 1,000,000 円。</td> </tr> <tr> <td>加算額補助率（その他改修工事を行う場合又は建替工事を行う場合）</td> <td>耐震改修工事に要する費用の 115 分の 8 以内。 ただし、加算する額は上限 100,000 円。</td> <td>耐震改修工事に要する費用の 25 分の 2 以内。 ただし、加算する額は上限 100,000 円。</td> </tr> </tbody> </table>	改正点	改正後	改正前	補助金の交付限度額	補助対象事業に係る費用の 5 分の 4 以内。 ただし、補助対象事業に係る費用が 1,437,500 円を超える場合は 1,150,000 円。	補助対象事業に係る費用の 5 分の 4 以内。 ただし、補助対象事業に係る費用が 1,250,000 円を超える場合は 1,000,000 円。	加算額補助率（その他改修工事を行う場合又は建替工事を行う場合）	耐震改修工事に要する費用の 115 分の 8 以内。 ただし、加算する額は上限 100,000 円。	耐震改修工事に要する費用の 25 分の 2 以内。 ただし、加算する額は上限 100,000 円。
改正点	改正後	改正前							
補助金の交付限度額	補助対象事業に係る費用の 5 分の 4 以内。 ただし、補助対象事業に係る費用が 1,437,500 円を超える場合は 1,150,000 円。	補助対象事業に係る費用の 5 分の 4 以内。 ただし、補助対象事業に係る費用が 1,250,000 円を超える場合は 1,000,000 円。							
加算額補助率（その他改修工事を行う場合又は建替工事を行う場合）	耐震改修工事に要する費用の 115 分の 8 以内。 ただし、加算する額は上限 100,000 円。	耐震改修工事に要する費用の 25 分の 2 以内。 ただし、加算する額は上限 100,000 円。							

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）																																			
【影響・効果】 木造住宅の耐震化が促進されることにより、地震発生時における住宅の安全性の確保及び向上が図られる。 【市財政への負担】 <table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>件数</th> <th>補助額（合計）</th> <th>国費</th> <th>県費</th> <th>市費</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>R 4</td> <td>9 件</td> <td>9,402 千円</td> <td>4,274 千円</td> <td>2,136 千円</td> <td>2,992 千円</td> </tr> <tr> <td>R 5</td> <td>6 件</td> <td>6,330 千円</td> <td>2,915 千円</td> <td>1,374 千円</td> <td>2,041 千円</td> </tr> <tr> <td>R 6</td> <td>1 件</td> <td>1,100 千円</td> <td>500 千円</td> <td>250 千円</td> <td>350 千円</td> </tr> <tr> <td>R 7</td> <td>7 件</td> <td>7,700 千円</td> <td>3,500 千円</td> <td>1,750 千円</td> <td>2,450 千円</td> </tr> </tbody> </table> ※令和 4 年度から令和 6 年度は実績額、令和 7 年度は当初予算措置額。 （財源） 国費：社会資本整備総合交付金（1／2） 県費：みやぎ木造耐震改修工事助成事業補助金（耐震改修分 3／25・その他工事分 8／115）						年度	件数	補助額（合計）	国費	県費	市費	R 4	9 件	9,402 千円	4,274 千円	2,136 千円	2,992 千円	R 5	6 件	6,330 千円	2,915 千円	1,374 千円	2,041 千円	R 6	1 件	1,100 千円	500 千円	250 千円	350 千円	R 7	7 件	7,700 千円	3,500 千円	1,750 千円	2,450 千円
年度	件数	補助額（合計）	国費	県費	市費																														
R 4	9 件	9,402 千円	4,274 千円	2,136 千円	2,992 千円																														
R 5	6 件	6,330 千円	2,915 千円	1,374 千円	2,041 千円																														
R 6	1 件	1,100 千円	500 千円	250 千円	350 千円																														
R 7	7 件	7,700 千円	3,500 千円	1,750 千円	2,450 千円																														
⑦ 他の自治体の政策との比較検討																																			
県内 34 自治体のうち 4 自治体が要綱改正済（仙台市、岩沼市、東松島市、亘理町）																																			
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日																																			
⑨ その他																																			